



復興係数・復興歩掛の導入について

国土交通省及び農林水産省に続き、令和元年9月4日に広島県が導入した「復興係数」及び「復興歩掛」を、呉市においても、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に向けた、円滑な施工確保対策を実施するための新たな対策として導入します。

1 対象工事

呉市が発注する災害復旧工事で、施工条件等を勘案し、作業効率低下のおそれがある工事を対象とします。

対象工事は、入札公告に適用する旨を記載し、特記仕様書に適用する内容を記載します。

2 復興係数

共通仮設費及び現場管理費に、1.1の補正係数を乗じて経費を補正します。

3 復興歩掛

土工の日当たり標準作業量を、20%低下させて作業効率を補正します。

復興歩掛の対象となる土工は、次のとおりです。

- (1) 機械土工（掘削，掘削（ICT），河床等掘削，積込（ルーズ），積込（コンクリート殻））
- (2) 砂防土工（掘削（砂防），積込（ルーズ）（砂防））
- (3) 土の敷均し締固め工（路体（築堤）盛土，路体（築堤）盛土（ICT），路床盛土，路床盛土（ICT），整地）

4 適用期間

令和元年9月6日以降に指名・公告・随意契約する工事から別途定める日まで適用します。